

熊本市水道条例の一部改正について

熊本市水道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市水道条例の一部を改正する条例

熊本市水道条例（昭和33年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項第2号中「8,000円」を「10,000円」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 給水装置工事事業者指定更新審査手数料 1件につき 10,000円

第36条の2第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第33条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後に申込みがあったものについて適用し、同日前に申込みがあったものについては、なお従前の例による。

（提出理由）

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行等に伴い、給水装置工事事業者の指定に係る更新審査手数料の新設及び審査手数料の改定等を行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。